

介護保険情報センター

2 認定調査

全国共通の調査票を用いて、居宅介護支援事業所や雲南広域連合などの調査員が直接本人および家族の方への聞き取り調査します。新規申請、変更申請の際には、原則として雲南広域連合の職員が調査を行います

○調査内容

被保険者の日常生活動作や認知症に伴う問題行動の状況など、認定に必要な項目を全国共通の調査票により客観的に調査を行います。調査事項は、心身の状況や活動の状況、参加の状況に関する調査(82項目)の調査を行います。

3 主治医意見書

医師から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。申請受付時に主治医の確認を行い、雲南広域連合から主治医へ意見書作成依頼をします。

4 一次判定(コンピュータ判定)

調査票をコンピュータ分析し、介護の手間にかかる時間として要介護認定等基準時間を見き出します。

5 認定審査会

介護認定審査会では、コンピュータによる一次判定結果に、主治医意見書、訪問調査の際の特記事項などの情報をもとに、保健・医療・福祉の専門家の委員により、最終判定を行います。

○審査会の構成は

介護認定審査会は、保健、医療、福祉の専門家5名の委員で構成される合議体で審査を行います。雲南地域では、16の合議体を設けて、認定審査がスムーズに行えるよう審査会を開催しています。また、直接関係した委員が関わらないよう、公平で正確な審査判定に努めています。



6 認定

要介護認定などの結果は、申請のあった日から30日以内に本人に通知します。30日以内に間に合わない場合は、延期通知書により、延期の理由、処理見込期間をお知らせします。

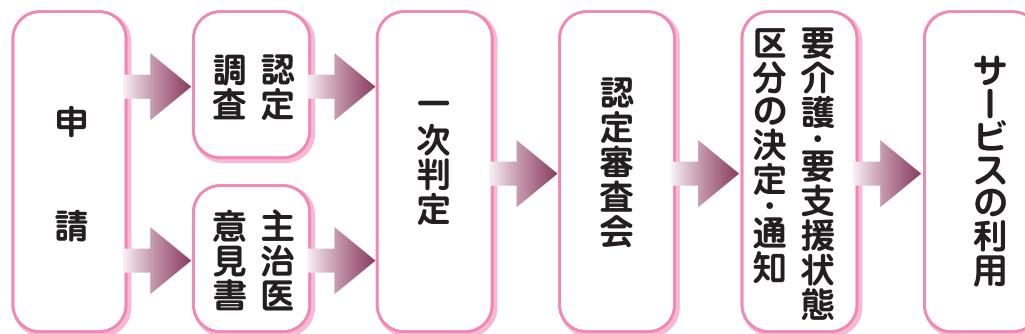
○認定結果に不服がある場合

認定結果に不服がある場合は、県に設置される介護保険審査会に、認定結果を知った日の翌日から60日以内に不服申立をすることができます。まずは各市町介護保険担当窓口または雲南広域連合にご相談下さい。

認定のしくみ



【申請から認知結果通知までの流れ】



1 申請

被保険者が最寄りの市町介護保険担当窓口に申請します。本人が寝たきりなどで申請ができない場合は、その家族が本人に代わって申請しても構いません(代理申請)。また、本人や家族以外に、地域包括支援センターや成年後見人、指定居宅介護支援事業者や介護保険施設、社会保険労務士に申請をお願いすることもできます(代行申請)。

○申請ができるのは

(1) 第1号被保険者(65歳以上の方)の場合

寝たきりや認知症などにより、日常生活上で常に介護が必要な方。あるいは、家事や身支度などの日常生活に支援が必要な方。(どんな病気やけがが原因で介護が必要になったのかは問われません)

(2) 第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)の場合

特定疾病(16種類)が原因となって、日常生活上の介護や支援が必要な方。
※特定疾病については各市町介護保険担当窓口または雲南広域連合にお問い合わせください。

○申請に必要なもの

- ・被保険者証(第2号被保険者は、現在加入の医療保険の被保険者証)
- ・申請書